

# 国民健康保険税の納付は忘れずに



国民健康保険税は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときにかかる医療費に充てる大切な財源です。安心して医療が受けられるように保険税は納期限内に納めましょう。

## 納税通知書は7月中旬に送付

納付書が同封されているかたは、納期限内に市役所や金融機関の窓口、コンビニエンスストア、スマホ決済などで納めてください。

## 国民健康保険税は口座振替で

年金天引きの場合を除き、口座振替による国民健康保険税の納付をお願いしています。納付書で支払い予定のかたには、口座振替の申込書を同封します。ぜひこの機会に、安全・確実・便利な口座振替の利用をお願いします。

## 賦課限度額の引き上げ

地方税法施行令の改正に伴い、令和3年度から国民健康保険税の賦課限度額を引き上げました。

	内容	医療給付費	後期高齢者支援金	介護納付金
所得割額	前年の総所得金額等から基礎控除額43万円を差し引いた金額の	7.45%	2.5%	1.3%
均等割額	加入者1人につき	28,000円	9,000円	13,000円
賦課限度額	1世帯の上限額 ( )内は令和2年度の金額	63万円 (61万円)	19万円 (変更なし)	17万円 (16万円)

## 法定軽減の改正

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴い、保険税の軽減判定所得の基準額が変更されました。前年の世帯の総所得金額等が一定の基準以下の場合、均等割額が軽減されます。ただし、所得が未申告の世帯は対象外です。

軽減割合	7割軽減		5割軽減		2割軽減	
加入者数	0人または1人	以降1人増えるごとに	0人または1人	以降1人増えるごとに	0人または1人	以降1人増えるごとに
1人	43万円以下	-	71.5万円以下	-	95万円以下	-
2人		+10万円	100万円以下	+10万円	147万円以下	+10万円
3人			128.5万円以下		199万円以下	
以降1人増えるごとに			+28.5万円		+52万円	

※ 給与所得者……給与収入額が55万円を超えるかた  
 ※ 公的年金等受給者…公的年金等の支給額が60万円(65歳未満)または110万円(65歳以上)を超えるかた

## 令和3年度から始まる制度

### 多子世帯の子どもにかかる国民健康保険税の減免制度が始まります

本市独自の制度として、令和3年度から多子世帯における負担軽減を図るため、子どもにかかる均等割額の減免制度を創設しました。高校生年代までの被保険者が3人以上加入している月の3人目以降の均等割額を全額免除します。

**対象者**…当該年度において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者が3人以上いる世帯の納税義務者

※対象者には、7月中旬に納税通知書と減免申請書を送付します。減免申請書に必要事項をご記入の上、国民健康保険課に郵送または窓口で申請してください。

問い合わせ…国民健康保険課 ☎048-259-7669 FAX048-258-5702